

「交通トリピー」デザイン使用取扱マニュアル

- 1 交通トリピーデザインの使用
交通トリピーデザインに関する著作権は鳥取県が有しており、使用には鳥取県の承認が必要である。なお、鳥取県が権利を有している交通トリピーデザインは、別紙のとおりである。
- 2 使用承認申請
 - (1) 交通トリピーデザインを使用しようとする者は、事前に「交通トリピーデザイン使用承認申請書」(様式第1号)により申請すること。
 - (2) 申請書には次の書類等を添付すること。
 - ①企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)
 - ②申請者の概要、状況等がわかるもの
 - ③その他参考となるもの
- 3 使用承認
 - (1) 使用(変更)を承認するときは、「交通トリピーデザイン使用(変更)承認書」(様式第2号)を交付する。
 - (2) 承認に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用すること。
 - (3) 使用(変更)を承認しないときは、申請者にその旨を通知する。
- 4 承認の基準
次のいずれかに該当する場合は、交通トリピーデザインの利活用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。
 - ①公共交通機関の利用促進につながらない場合
 - ②特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
 - ③特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
 - ④不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
 - ⑤鳥取県のマスコットキャラクターであるトリピーとして、そのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
 - ⑥適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
 - ⑦法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - ⑧その他承認することが不相当と認められる場合
- 5 使用方法
交通トリピーデザインを使用する際は、次の事項を遵守すること。
 - ①定められたデザイン、カラーに従って使用する。
 - ②承認された用途に従って使用する。
 - ③トリピーが鳥取県のマスコットキャラクターであることを表記する。
 - ④そのほか承認に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用する。
- 6 使用料
原則として使用料は徴収しない。
- 7 承認内容の変更
交通トリピーデザインの使用承認を受けた者が、交通トリピーデザイン使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、事前に、「交通トリピーデザイン使用承認内容変更申請書」(様式第3号)により申請すること。
- 8 承認の取消
 - (1) 次の場合は、使用承認を取り消し、交通トリピーデザインを使用しないこと、使用済物件の配布等をしないこと、配布等を行った物件を回収することなど必要な措置を講ずるよう求める。
 - ①使用承認申請の内容に虚偽のある場合
 - ②使用承認条件に違反して使用した場合
 - ③その他県が必要と認める場合
 - (2) 承認の取消は、「交通トリピーデザイン使用承認取消通知書」(様式第4号)により通知する。
 - (3) 回収等にかかる経費は、申請者が負担する。
- 9 損失補償等の責任
県は、当該承認案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。
- 10 その他
本マニュアルに定めるもののほか、交通トリピーデザインの使用に関して必要な事項は別に定める。